運輸局　　　運輸支局長　殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確約書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

　・自動車の保管場所の確保等に関する法律第２条第３号に定める「保管場所」として確保するとともに、

・道路運送車両法第７条第１項第５号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は名称